

令和2年3月（第4回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和2年3月26日（火）18:00～20:00

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に参加した者

黒川宇部市医師会会長、田坂宇部薬剤師会会長、佐野教育部長、床本参事、小林総務課長、三原学校教育課長、松岡学校教育課長同格、津田学校教育課副課長、藤永図書館長、伊藤総務課副課長

4. 傍聴者 あり

5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和2年3月26日の第3回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。また、本日は傍聴者があります。教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいですか。

（全委員異議なし）

教 育 長： 異議が無いようですので、本日の議題は、全て公開とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は山野委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第19号 学校再開に向けての新型コロナウイルス感染症対策について」、「議案第20号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正の件」の2件とその他の事項となっております。

教 育 長： では、始めに、「議案第19号 学校再開に向けての新型コロナウイルス感染症対策について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第19号 学校再開に向けての新型コロナウイルス感染症対策について」説明します。令和2年3月24日付で文部科学省から「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」という通知がありました。内容としては、まず初めに、新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインについてですが、保健管理等に関することとして、感染症対策について、「感染源を絶つこと」、「感染経路を絶つこと」、「抵抗力を高めること」、集団感染のリスクへの対応として、密閉、密集、密接の3つを徹底的に避けることが大切であること、学校においては「換気の徹底」、「近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等」が挙げられています。また、出席停止や医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等

のある児童生徒についての対応が、記載されています。2番目は学習指導に関することについてですが、「一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて」、「各教科指導における感染症対策等」では、実技指導等は指導順序の変更の工夫等により密接しないこととされています。3番目は、入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関することとして、先ほどの3つの条件が重ならないよう、感染拡大防止の対策を講じること、修学旅行については、中止ではなく、延期扱いとすることとされています。4番目は、部活動に関することとして、3条件が重ならないようにすること、時間や方法を工夫しながら感染防止に努めることとされています。5番目は、学校給食に関することとして、学校給食衛生管理基準に基づいた調理作業や配膳等を徹底することや、児童生徒全員が、食事前の手洗いの徹底、机を向かい合わせにしない、会話を控えることが挙げられています。6番目が、公立学校の教職員の出勤等の服務に関することについても、病気休暇、特別休暇を取得して、疾患が疑われる場合には学校へ出校しないこととされています。放課後児童クラブにつきましても、学校施設の活用を推進することとされています。これらを踏まえ、宇部市教育委員会の基本方針を作成しました。これは、大きく2つあり、第1に新型コロナウイルス感染症の拡大が進行していることから、学校再開にあたっては、これまで以上に十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期していく、特に「密閉」、「密集」、「密接」の3条件が重なる場を徹底的に避けるとしています。第2に、児童生徒の心身の健康と安全を最大限に配慮しながら、本体験を貴重な教育の場と捉え、児童生徒が感染症に対する正しい理解と、健康管理の大切さ、行動変容の必要性を学ぶ機会とします。また、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないように、指導を徹底して行うとしています。次に、新学期の対応についてですが、文部科学省のガイドラインに基づいて、学校再開の基本方針を定めました。第1に、保健管理等に関することとして、毎朝の検温及び健康観察の徹底として、現在4月には健康観察カードを教育委員会で作成し、配布したいと考えています。これを子どもたちが毎日つけて、健康管理を徹底します。手洗い、咳エチケットの徹底として、児童生徒教職員ともに必ずマスクを着用するとしています。マスクは現在入手困難な状況が続いているところですので、文部科学省が公表しているマスクの作成方法の動画等を活用することも1つの手段と考えています。学校における全ての場について、換気の徹底を行います。次に、学習指導に関することとして、授業は通常どおりに実施します。実施に当たっては、学級単位での活動を基本とし、それ以上の人数での活動を可能な限り避けるということと、未履修の対応について、現在教育委員会で、全ての学校の未履修を把握したところですが、これについて、4月の新学期に入って、未履修分の内容の指導を、1、2週目を目安に行っていきます。入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関することについてですが、入学式につきましても、学校の実情に応じて、卒業式に準じて実施します。始業式も感染防止措置を取りながら実施しますが、これについても、グラウンドや各学級で放送を活用して行う等、各学校で工夫して行うよう指導します。修学旅行については、1学期に計画している学校については、2学期以降に延期をすることとしています。

部活動については、実施の内容方法等を工夫して行うこととしています。顧問等による実施状況の把握、部室の利用制限等考慮しながら、感染拡大防止を図っていきます。学校給食については、通常どおり実施します。配膳を行う児童生徒、教職員の健康管理の徹底、食事前の手洗いの徹底、机を向かい合わせにしない、会話を控える等の指導をしていきます。教職員等の出勤等の服務に関することについて、罹患または体調の悪いものについては、病気休暇や特別休暇を取得させ、出勤させないこととします。放課後児童クラブ等に関して、密集性を回避するため、学校の教室等の利用を求められた場合は、可能な限り検討したいと考えています。その他としては、1学期の行事、春の運動会や遠足等がありますが、現状、延期とします。それから、文部科学省が公表した学校再開ガイドラインのチェックリストをもとに、宇部市教育委員会としてチェックリストを作成しました。第1に、児童生徒などと教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無などの確認を行う準備ができているかということですが、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養、教職員も同様とします。家庭においても、毎日の検温及び風邪症状の確認をお願いします。学校では、健康観察カードにより健康観察を行い、家庭で検温ができなかった子どもについては、保健室等での検温や風邪症状の確認を行います。第2に、手洗いや咳エチケットの指導を行ったかについて、学年に応じて担任が指導を行いますし、保健だより等を通じて保護者にも協力をお願いします。第3に、学校医や学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、清掃などにより、環境衛生を良好に保っているかについて、教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、手を触れる場所は消毒液を使用して清掃します。第4に、「抵抗力を高めることが重要であることの指導を行ったか」について、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、食事について、保護者と連携しながら指導を行っていきます。第5に、「換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声の3つの条件が同時に重なる場を避けるため、換気の徹底、近距離での会話や発声などの際に、マスクの使用などを行うことを教職員の間で確認したか」について、教員によるこまめな換気を実施します。可能であれば、2方向の窓を開けることを指導します。多くの学校では、人の密度を下げることに限界がありますので、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するよう指導します。マスクが準備できない家庭には、代用品の作り方を紹介したり、学校でも代用品を用意することとしています。授業においては、可能な限り机の空間を空けて配置し、小集団の学習活動を可能な限り控えることとしています。第6に「一斉臨時休校に伴う学習の遅れに関する対応について検討したか」について、全ての学校の調査をしたところ、学年あるいは学級によってまちまちとなっています。文部科学省のQ&Aを踏まえ、対応していきます。特に、休業中の家庭学習等で補えないものについては、4月の1、2週目を目安に未履修分の指導を実施します。小学校6年生については、来年度から小中一貫教育がスタートしますので、小中学校でしっかり連携して密接な対応を行っていきます。補修等が必要な場合には、学期末休業中に児童生徒を登校させることも、学校に検討するよう指導します。第7に「入学式や始業式の実施方

法を工夫したか」については、先ほどの3つの条件が重なることがないように、感染拡大防止対策を講じて実施することとします。第8「部活動の指導にあたり、実施内容や方法を工夫したうえで、感染防止のための対応を行ったか」について、感染拡大防止対策の措置をしっかりと行いながら、部活動を再開することとしています。具体的には、登校するときは必ず検温を行い、個別の観察票で生徒の健康観察を徹底する、時間を制限して実施する、生徒同士の接触が少ない個々のトレーニングを基本とする、室内の競技は換気をしっかりと行う等を学校に示し、各学校の規模や実態に応じて適切に活動を行うよう依頼しました。第9「学校給食の実施にあたり、感染防止のための工夫を行ったか」について、学校給食衛生基準に基づいて、調理作業、配食等を行うよう徹底します。特に給食センターから学校に配送されるまでは、衛生管理基準で徹底されていますが、学校に届いてから配食を行う児童生徒教職員の体調や、衛生的な服装をしているかを毎日点検して、適切でないと思われる場合は、給食当番を変更する等の対応をとることとしています。また、手洗いや飛沫を飛ばさないことの工夫をしていきます。第10「放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室などの活用について検討したか」について、学童保育から、密集性を回避するため学校の教室等の利用を求められた場合は、学校が可能な限り対応を検討していきます。その際は、運営主体に換気、手洗いうがいの徹底を図るよう依頼します。

教 育 長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委 員： 今まで、宇部市が取り組んできた学び合いのある授業が難しくなるということで、コの字型やグループ学習はしないということになりますか。

事 務 局： 基本的にはそのようになります。

委 員： 理科室等の特別教室は、どうしても向かい合う形になると思いますが、その場合はどのように対応するのでしょうか。

事 務 局： 通常どおりの授業となりますので、理科室等の使用もあると思いますが、その場合は、マスク、手洗い、うがい、換気等をしっかりと行っていきたいと思えます。

教 育 長： 意見を交わしながら学習することが大切ですが、緊急事態ということで、ある程度収束するまでは、隣と席をつけない一斉授業で、友達同士で話し合うことは極力控えたいと考えています。

委 員： 部活動に関して、部室の制限とありますが、これはどの程度を考えられていますか。

事 務 局： 部室は大変狭いところですので、一斉に入らないような工夫を学校にお願いします。

委 員： おそらく直接の接触がないような部活動であれば、部室が一番問題になりやすいと思います。ですから、部室の利用制限は、かなり厳しく行うことが適切だと思います。何人以上で入らない等の具体例を提示する必要があると思います。

教 育 長： 今の内容をチェックリストに付け加えてください。

委 員： チェックリストの中で、清掃などにより環境衛生を良好に保っているかとい

うところがありますが、これは、どなたがされるのでしょうか。

事務局： 学校の管理職を中心に、実際の作業は養護教諭等になると思います。

委員： 養護教諭は学校におひとりだと思いますが、もしその方が休まれたときにどうするかということをおる程度ルール化しておく、現場が助かると思います。

それと、文部科学省の資料をもとに、学校薬剤師からの質問もあったようですので、予測されるようなものをまとめました。毎朝の検温で、家庭でできない場合は学校でということになります、学校の体温計の消毒が必要になります。基本はアルコールによる清拭となります。また、よく質問としてあるのが、消毒用エタノールと無水エタノールはどう違うのかということですが、無水エタノールを使うと手荒れがひどくなりますので一般的には消毒用エタノールを使います。これは引火性があり注意が必要です。またこれは酒税がかかる関係で高価ですので、それを防止するために、医療機関で使っているものが、少量のイソプロピルアルコールやユーカリ油を入れて飲めない状態にすると酒税がかかりません。学校でもこうしたものを購入されていると思います。また、消毒用エタノールでは、油分をとってしまうので、若干の保湿剤が加えてあるアルコール性の手指消毒薬となります。家庭用の塩素漂白剤には注意していただきたい点がいくつかあって、まず、アルカリなので目に入れると酸よりも害が強くなります。今は気温が高くないので、そうすぐには失活しませんが、夏場ではすぐに塩素濃度が落ちますので、使うときにつくるようにして下さい。塩素系漂白剤は手荒れが起こりますので、手には使わないようにして下さい。最も注意しなければならないのは、商品によって濃度が違いますので、学校にあるものの濃度を、養護教諭が確認するようにしてください。

教育長： 今、アルコール消毒液が手に入りませんが、実際学校が再開すればすべての教室にアルコール消毒液を置くことは不可能な状況です。可能なのは、石鹸でしっかり手を洗うということしかできないと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

委員： それしか方法がないと思います。入手については、医療機関や薬局においても同様です。これまでにどれだけ在庫があったかということと、出荷するメーカーも過去の実績に基づいて出荷されますので、病院にあるというのはこれまでの購入実績の確保ということをメーカーがされています。そうすると細かい手洗いということしかないと思います。

委員： 手洗いをするにあたって、問題はなんで手を拭くのかということになります。感染症学的には、使い捨てということになります。それが可能ではないという状況もあると思いますので、どういう形で手洗いの後、手を拭かせるのかということについても検討が必要です。

委員： タオルの共用は問題があるので、児童生徒にタオルを持参させるということも一つの方法だと思います。

委員： タオルを持参すると、そのあたりにおいてしまうことがよくあると思いますが、自分の手を拭くものについては厳重な管理が必要になります。そのあたりの指導も重要になります。

委員： 常に清潔なハンカチやタオルを持参させるよう、家庭に徹底させる必要があ

ると思います。

委員： 一日に、何回程度手洗いをする想定していますか。

事務局： 毎時間ごとが理想的だとは思いますが、中間タイム、昼休み、体育で外に出た時等で3、4回程度になるかと思います。

委員： 学童保育では、保育時間中、お手洗いも含めて7、8回は手を洗っています。手を拭くのは、キッチンペーパーを手洗い場において、その場で捨てられるようにゴミ箱を置いて、一杯になれば外に捨てに行くというようにしています。

教育長： 学校では、清潔なハンカチを2、3枚持っておくということが現実的な対応というところになると思いますので、学校や家庭にも呼び掛けていきたいと思っています。

委員： 体温計は、各家庭でお持ちになっているものでしょうか。

委員： 今、体温計を買われる方が増えて、ドラッグストアでも不足気味になっているようです。特に、非接触型はなかなか手に入らないようです。若い家庭では体温計を持っていないところもおられるようです。このような状況で、学校で体温を測ることもあると思いますが、その時は必ず消毒するようお願いします。

委員： 学校では非接触型で測る方が望ましいと思います。

教育長： 全国的に入手が難しい状況だとは思いますが、最大限努力したいと思っています。また、学校で検温する際は、消毒を徹底するよう指導をお願いします。

委員： 教職員の体温はどのようにチェックされるのでしょうか。

事務局： 教職員は自分で測ります。

委員： 教職員の体温についても、報告や記録が必要だと思います。

委員： 罹患している可能性がある場合は、休暇を取得させるとありますが、例えば、37.5度以上あった場合、何日間出勤停止とする等の規定は示されていますか。

事務局： それは示されていません。

委員： 私が勤務する大学では、37.5度以上あった場合は、学生も含め3日間出校停止することとなっています。こうしたある程度の目安が示されていないと適切に運用されない恐れがあります。そして、子どもが休んだ場合の授業のフォローや、教員が休んだ場合、誰が授業に入るのかといったことについて、流れが示されていることが大事だと思います。

事務局： 具体的な日数等について、検討したいと思っています。

委員： 企業によっては、家族を含めて、37.5度以上の人がいれば、1週間の出勤停止になるようです。

委員： インフルエンザが一つの目安になると思います。インフルエンザの際は、解熱から3日後に復帰できる等の基準があると思いますので、それを活用すれば良いと思います。ただ、これが今回のコロナウイルス感染症に有効なのかはわかりませんが、現状で基準になるとすると、それだと思います。

委員： 家族にコロナウイルスの罹患者がでた場合は、2週間休むということになりますか。

事務局： そのようになります。

委員： 換気の徹底とありますが、学級ごとに違いが出ることがないよう、ある程度

基準があった方が良くと思います。教室のドアは接触感染の危険がありますので、開けたままにしておくとか、窓を開けておく時間等決めておく方が良いのではないのでしょうか。

委員： 基本は開けたままだと思います。気温等で調節が必要であれば、衣服で行うべきだと思います。廊下側はそれで良いと思いますが、校庭側の窓をどの程度開けておくかについては、その時の判断になると思います。開け閉めについては、子どもにさせず教職員で対応すれば良いと思います。

委員： 階段の手すりについては、どのような対応になりますか。

教 育 長： 定期的な消毒を行うこととなります。

教 育 長： 学校図書室について、図書を介しての接触感染の恐れがあるという御指摘がありました。4月8日以降の再開について、検討したいと思います。

委 員： 感染機会を増やすという点で、望ましくないということは間違いありませんので、再開には何らかの対応策が必要だと思います。各学校に消毒器を置くことは難しいでしょうから、お薦めはできません。

教 育 長： 1学級全員が同時にということが一番望ましくない状態だと思いますが、借りる本を決めてから、その本だけを手に取るという対応は可能でしょうか。

委 員： 最低限避けなければならないことは、子どもの手に触れたものがそのままの形で次の子どもに渡ってしまうことです。

委 員： 学級で一番活用するのがあおぞら号の本で、学級において皆で回し読みをすることはやめた方が良くということですか。

事 務 局： 現在、市立図書館の休館に合わせ、あおぞら号も休止しています。ただ、教室にはこれまで貸し出した本が置いてあります。

教 育 長： 学校図書について、子どもが一度触った本を、そのままの形で次の子どもが触らないようにするということは、現実的に非常に困難だと思います。子どもたちには、不便な思いをさせたくないということは、教職員を含め共通だと思いますが、今の時期は行動変容するということも教育の一環でありますので、学校図書室は、接触感染の恐れがあるので当面使用を禁止するというようにしたいと思います。

委 員： 共用を避けるということが感染防止の基本となりますので、賢明だと思います。

委 員： 部活動で柔道は禁止なののでしょうか。

事 務 局： 接触の多い競技ですので、個人でのトレーニングが主体となります。

委 員： 4月に歯科健診が予定されていますが、全ての学校で、人数分の器具が用意されていましたでしょうか。

事 務 局： 人数分用意しています。

委 員： 歯科医師によっては、1人に2本使うことで作業効率を上げる方もいますので、歯科医師会を通じて協議をお願いします。

事 務 局： 今のような状況で、健診が可能であるのか、協議したいと思います。

委 員： 健診を秋以降にずらしても構わないということになったと思います。

委 員： 個々で協議されたことについて、学校医や学校歯科医、学校薬剤師等への情報提供は検討されていますか。

教 育 長： 方針が固まれば、皆さんに情報提供していきたいと考えています。

委 員： 学童保育について、春休み中は学校の教室が使えて、教職員が応援に来ていましたが、1学期が始まれば、対応が難しくなると思いますが、どのように検討されていますか。

事 務 局： 学童保育主管課と協議していますが、教職員の協力は難しくなるので、市職員の増員を検討しているとのことです。

委 員： 明日からは、従来の体制になりますので、多ければ1クラス30人程度になります。1年生が増えれば、40人、50人ということも考えられます。現在は教室が提供され、教職員の協力もありますので、保育しやすい環境となっています。今後について、不安な面がありますが、これまでの努力が無駄にならないようにできればと考えています。

教 育 長： 学校としても、学童保育に可能な限り協力していきたいと思います。

委 員： 抵抗力を高める指導が重要とのことですが、十分な睡眠や適度な運動が挙げられていますが、笑顔ということも大事だと思います。萎縮ばかりになっても良くないと思いますので、コロナウイルスに負けない気持ちを子どもたちにもって欲しいと思います。免疫力は、気持ちの面も大事ですので、明るい学校が再開されることを願っています。

教 育 長： ここまでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 次に、児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合における学校の臨時休業の判断について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： まず、臨時休業の実施にかかる考え方ですが、医師会、薬剤師会の意見を伺いながら、関係機関と連携して臨時休業の必要性について、総合的に判断していきたいと考えています。学習に関することについては、学習プリントによる課題の提示、登校日の実施やオンラインを活用した授業の可能性も検討していきます。オンライン環境がない家庭もありますので、DVDに教材をパッケージ化して配布することも検討していきます。教科書の取り扱いについては、4月8日に遅滞なくすべての子どもに配布したいと考えています。学校給食の休止についても、関係機関と十分に協議を行います。子どもの居場所確保についても、放課後児童クラブ等の教室利用に可能な限り協力していきたいと考えています。学校における新型コロナウイルス感染症罹患発生時の対応としましては、PCR検査で陽性の子どもが出た場合、まず学校に連絡が入ります。同時に山口県宇部健康福祉センターにも情報が入りますので、そちらから教育委員会に情報が入ることとなります。それから医師会、薬剤師会と連携して、判断を進めていきたいと考えています。臨時休業にあたって、どのような規模、学級なのか学年なのか、若しくは学校全体とするべきかの判断を御教授いただけたらと思います。

委 員： これについては、正解はまだわかっていません。現実的には、山口県宇部健康福祉センターがイニシアチブをとって判断するしかないと思います。医師会、薬剤師会には判断材料がありません。ですから、県行政の指導を受けながらということになると思います。

事務局： 山口県宇部健康福祉センターから指導があるということでしょうか。

委員： そのようになると思います。私が聞いている範囲では、県内で発生しているところについては、健康福祉センターがイニシアチブをとって対応について指導しているということです。学校に何人も発生ということになれば、全く違った対応が必要になると思いますが、あらかじめ想定しておくことは大切なことだと思います。

教育長： 国も県も明確な基準を示さない中で、我々が判断を下さないといけない状況の中で、御教授いただきありがとうございます。

委員： おそらくこの地域の協議会が設置される方向になると思いますので、そちらで協議が進むのではないのでしょうか。

教育長： 学校で発生した場合には、山口県宇部健康福祉センターのイニシアチブのもと、対応していくということになります。

委員： 家庭学習について、オンラインの活用等とありましたが、オンライン環境がない家庭への対応等について、補足説明をお願いします。

事務局： これについては新たな取組になりますので、どれだけできるかわかりませんが、タブレットの貸出については、通信可能なものは、現在300台余りですので、10クラス分になります。また、セキュリティや運用のガイドライン等を早急に整備する必要があります。

教育長： 1人1台のタブレットがあれば容易なのですが、オンライン授業については、これから必須となりますので、様々な可能性を検討し、1学級だけなら貸し出しも可能ですし、オンライン授業に取り組んでいきたいと考えています。大学で何か取り組まれていることはありますか。

委員： 大学もまさに同様の状況で、今回、卒業式は専用のアプリを使用して、生配信で行いました。その後、動画配信サービスに限定開放しました。これを授業に活用できないか現在検討中です。文部科学省では、こうした遠隔授業も単位として認めるということになりましたが、小中学校において、子どもたちの学習として定着できるのかという問題がありますので、方法について、もっと検討する必要があると思います。また、学生ですので、ほぼ全員が携帯電話を所有しているという状況もあります。

教育長： 単純計算で、携帯電話を保有している子どもは半数程度と言われているので、貸与が可能か、また、それを利用することができるのか課題が多いですが、準備を進めていきたいと思います。

委員： 感染者が増えてきて、ステージが上がったとしても、政府としては学童保育を継続する方針なのではないでしょうか。

事務局： 現在のところ、継続する方向だと聞いています。

教育長： 先日、台湾の学校で、養護教諭が防護服を着て業務にあたっているニュースを見ました。学校での感染症対策の中心は養護教諭になると思いますが、各学校一人しかいない養護教諭の代わりはいませんので、養護教諭を守るためにできることはありますか。

委員： 防護服を着るということは、子どもを委縮させることになり、先ほどの免疫力の低下にもつながると思います。

委員： 養護教諭に関しては、マスク等を使い捨て出来るよう支給することや、消毒液が十分使用できる環境を整備することが現実的な対応だと思います。

委員： 一番大事なことは、学校現場がクラスターにならないということです。現段階では、子どもがクラスターの発生源になっているという報告はありませんが、ないとは言いきれませんので、それだけは避けなければならないと思います。

委員： 言い忘れましたが、PTA総会について、皆が集まって開催しないといけな
いと考えている学校もあるかと思いますが、そこも書面決議など方法を見直す
ということをつけ加えていただけたらと思います。

委員： 感染者が発生した際に、住民等を集めて説明会をしたケースがありましたの
で、そうしたことは絶対にしないようお願いします。

教 育 長： 今日はお二人の先生に来ていただき、我々では気づかない貴重なご指摘を
いただきありがとうございました。それでは、「議案第19号 学校再開に向け
ての新型コロナウイルス感染症対策について」について、ご指摘の点を修正の
うえ承認としてよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 次に、「議案第20号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則
の一部改正の件」について、事務局からお願いします。

事 務 局： 今回、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
の一部を改正する法律」が公布されたことにより、「山口県立高等学校等の学校職
員の勤務時間、休暇等に関する規則」が改正されました。これに伴い「宇部市立
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」を改正するものです。内容としては、
公立学校の教員が所定の勤務時間内に行う業務の多くが超過勤務命令によらな
いものであることを踏まえ、公立学校の教職員の健康及び福祉の確保を図ること
により学校教育の水準の維持向上に資するため、改正を行うものです。

教 育 長： ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第20号 宇部市立学校職員の勤務
時間、休暇等に関する規則の一部改正の件」について、承認するという
こと
で
よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、その他の事項についてお願いします。

事 務 局： 令和2年度定期人事異動についてですが、すでに個別にご承認をいただいた
ものです。今年の特徴的なものとしては、加配教員のうち英語専科教員が増加
しています。新しく小学校専科教員も配置されています。

教 育 長： よろしいでしょうか。

教 育 長： 他に何かありますか。

委 員： 保育所の関係者から聞いたのですが、企業によっては、残業が禁止になり1
0万円程度収入が減って、学校の校納金の支払いが厳しくなったという家庭も
あるようです。そのあたりで延納などの対応はとられるのでしょうか。

事 務 局： 家計の状況が激変した場合は就学援助の対象となりますので、就学援助制度
について周知したいと思います。

教 育 長： 校納金の納付について、延納の対応など市内の学校で統一する必要があると

思いますので、検討をお願いします。

教 育 長： 他になにかありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。